

## 学校教育情報通信ネットワーク再構築事業者選定会議設置要領

### (目的)

第1条 本市が実施する「学校教育情報通信ネットワーク再構築事業」(以下「本業務」という。)の実施事業者の選定にあたり、本業務の提案公募及び最優秀提案の決定に関する手続きの公正かつ公平な執行を図るため、学校教育情報通信ネットワーク再構築事業者選定会議(以下「選定会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 選定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本業務の提案公募に使用する仕様書等の作成に関する事項
- (2) 本業務に関する提案の審査方法及び審査手続の決定に関する事項
- (3) 本業務の最優秀提案の選定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本業務の実施事業者選定の公正かつ公平な執行に関し必要な事項

### (構成)

第3条 選定会議は、別表1に掲げる者によって組織する。

- 2 委員の任期は、選任された日から附則第2項の失効日までとする。

### (会長及び副会長)

第4条 選定会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は教育長をもって充て、副会長は学校教育部長をもって充てる。
- 3 会長は選定会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 選定会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 選定会議は、委員の半数を超える出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 選定会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (評価部会)

第6条 本業務の内容等に関する提案を審査し、審議の状況及び結果を選定会議に報告するため、選定会議に評価部会を置く。

- 2 校務支援システム評価部会及びネットワーク・センターサーバ評価部会は、別表2に掲げる者によって組織する。

- 3 評価部会に、評価部会長及び副部会長を置く。
- 4 評価部会員の任期は、選定会議と同一とする。
- 5 評価部会長は、評価部会の会務を掌理し、評価部会における審議の状況及び結果を選定会議に報告する。
- 6 評価部会の会議は非公開とする。
- 7 前2項に定めるもののほか、評価部会の運営については、第4条第4項及び前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 選定会議及び評価部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 選定会議の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、本業務で知り得た情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(提案公募参加者に対する援助の禁止)

第10条 委員は、提案公募に参加しているものに対するいかなる援助も行ってはならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、選定会議の構成及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年12月16日から施行する。

(失効)

- 2 この要領は、平成29年3月31日をもって、その効力を失う。